

報告 8

三次市地域学校協働活動推進員設置要綱を制定する告示について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律 162 号）第 25 条第 3 項の規定により，三次市地域学校協働活動推進員設置要綱を制定する告示について，別紙のとおり報告します。

令和 3 年 3 月 22 日提出

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由